

公 告

関税法第24条第1項の規定に基づき、「外国往来船等と陸地との交通場所」、「貨物の積卸場所」及び「船用品、機用品及び携帯品の積卸場所」として指定している箇所の一部を、下記のとおり改めるので、同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

1 改正前

佐伯港

(1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
県営鶴谷-5.5M本港地区2号岸壁東側階段	佐伯市鶴谷区無番地	
株式会社興人佐伯工場専用新岸壁 (前面60メートル)	佐伯市東浜11277番地	岸壁けい留船と交通する者に限る。
太平洋セメント株式会社佐伯工場 第2出荷岸壁	佐伯市大字戸穴337番地	"
佐伯港指定保税地域女島ふ頭前面 岸壁(全長370メートル)	佐伯市大字女島字北浜11446番地 の2の地先及び同東浜11198番地 の2の地先	

(2) 貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
佐伯港指定保税地域女島ふ頭前面 岸壁(全長370メートル)	佐伯市大字女島字北浜11446番地 の2の地先及び同東浜11198番地 の2の地先	
株式会社興人佐伯工場中央荷役ド ルフィンさん橋	佐伯市東浜	興国物産運送株式会社本 社保税上屋に搬出入する 貨物に限る。
太平洋セメント株式会社佐伯工場 第2出荷岸壁(250メートル)	佐伯市大字戸穴337番地	岸壁けい留船に積卸しす るものに限る。

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
県営鶴谷-5.5M本港地区2号岸壁東側階段	佐伯市鶴谷区無番地	
株式会社興人佐伯工場専用新岸壁 (前面60メートル)	佐伯市東浜11277番地	岸壁けい留船に積卸しするものに限る。
太平洋セメント株式会社佐伯工場 第2出荷岸壁	佐伯市大字戸穴337番地	"
佐伯港指定保税地域女島ふ頭前面 岸壁(全長370メートル)	佐伯市大字女島字北浜11446番地 の2の地先及び同東浜11198番地 の2の地先	

2 改正後

佐伯港

(1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
県営鶴谷-5.5M本港地区2号岸壁東側階段	佐伯市鶴谷町2丁目	
佐伯港指定保税地域女島ふ頭前面 岸壁(全長720メートル)	佐伯市東浜11446番2の地先及び 11198番2の地先	

(2) 貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場所の名称	所在地	備考
佐伯港指定保税地域女島ふ頭前面 岸壁(全長720メートル)	佐伯市東浜11446番2の地先及び 11198番2の地先	

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
県営鶴谷-5.5M本港地区2号岸壁東側階段	佐伯市鶴谷町2丁目	
佐伯港指定保税地域女島ふ頭前面 岸壁(全長720メートル)	佐伯市東浜11446番2の地先及び 11198番2の地先	

平成26年 4月 1日
大分税関支署長 大野 孝博